

土地区画整理法第76条 記入事項及び添付書類

- 1 許可申請書（正）1部、許可通知書（副）2部
 - ・ 許可申請書の点線より下は、記入しないで下さい。
- 2 申請書の申請行為者、土地所有者、借地権者共有の場合は、すべての共有者の住所氏名と押印をして下さい。
（記入欄が不足する場合は、別紙添付で可）
- 3 申請行為の概要及び地域地区の蘭は、申請が建物の場合は種類、構造、建築面積、延べ床面積、高さ等を記入
その他の場合は、その利用概要
- 4 代理人がある場合は委任状
- 5 仮換地指定済証明願と土地登記事項証明書
- 6 保留地証明願 ※保留地を使用する場合
- 7 底地証明願 ※使用収益開始前の土地を使用する場合
- 8 不動産売買契約書等の写し ※売買等により登記名義人と所有者が異なる場合
- 9 申請位置図（案内図）
- 10 建築物の配置図、平面図、立面図、断面図又は矩計図

※ なお、確認事項等がある場合や、ご不明な点があれば下記まで問い合わせください。

和光市越後山土地区画整理組合

電 話 048-462-2611

F A X 048-450-1545

記入例 赤字のところを記入してください

正 許 可 申 請 書

土地区画整理法第76条の規定により下記の行為について許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 ←申請日を記入	
住所 和光市南1丁目20番34号 申請行為者 氏名 越後山 太郎 印 TEL 048-462-2611	
和光市長 柴 崎 光 子 様	
代理人住所氏名	住所 和光市広沢1番5号 TEL 048-464-1111 1級建築士登録 第11111号 氏名 和光 太郎 印
土地区画整理事業の名称	和光都市計画事業越後山土地区画整理事業
申請行為の場所	仮換地指定前 和光市南一丁目 1111 番地 1 地 積 1000.00 m ² ←仮換地指定の従前面積 仮換地指定後 71 街区 1 画地 積 750 m ² ←換地後の画地面積(正数で記入)
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 ② 建築物その他の工作物の新・改・増築 ←該当項目に○をつける
申請行為の概要及び地域地区	第一種中高層住居専用地域 木造2階建て 建築面積 75.50m ² 延床面積 120.25m ² 高さ 7.500m
土地所有者住所氏名及び土地 使用 承認 印	住所 申請者と同じときは、申請者の住所、氏名 氏名 申請者と異なるときは、実際の土地所有者 印
土地借地権者住所氏名	住所 借地権の場合は、記入する。 氏名 ない場合は、未記入。 印
着手 予定年月日 工事 完成	工事着手 令和 年 月 日 工事完了 令和 年 月 日 予定 予定 ←計画工期を記入する

点線以下は未記入

施行者の意見	決	理事長	副理事長	担任理事	係	令和 年 月 日
	裁					和光市越後山土地区画整理組合 理事長 神 杉 一 彦

受付・許可条件・その他	施行者受付	和光市受付	許 可	決	課 長	課長補佐
			令和 年 月 日 第 号		統括主査	係
	公印					
専決事項の区分 和光市事務専決規則 第5条(別表2 都市整備課 土地区画整理法第76条の許可及び指導)						

正 許 可 申 請 書

土地区画整理法第76条の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

住所
申請行為者 氏名 印
TEL

和光市長 柴 崎 光 子 様

代理人住所氏名	住所 級建築士登録 第 号 氏名 TEL 印		
土地区画整理事業の名称	和光都市計画事業越後山土地区画整理事業		
申請行為 の場所	仮換地指定前	和光市南一丁目 番地	地積 m^2
	仮換地指定後	街区 画地	積 m^2
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築		
申請行為の概要及び地域地区			
土地所有者住所氏名及び 土地 使用 承認 印	住所 氏名 印		
土地借地権者住所氏名	住所 氏名 印		
工事着手予定年月日	工事着手 令和 年 月 日	工事完了 令和 年 月 日	予 定

施行者の意見	決	理事長	副理事長	担任理事	係	令和 年 月 日 和光市越後山土地区画整理組合 理事長 神 杉 一 彦
	裁					

受付・許可条件・その他	施行者受付	和光市受付	許 可	決	課 長	課長補佐
			令和 年 月 日 第 号	裁		
	公印					
専決事項の区分 和光市事務専決規則 第5条（別表2 都市整備課 土地区画整理法第76条の許可及び指導）						

副

許 可 通 知 書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により
下記の条件を附して許可をする。

許 可 番 号 第 号

許 可 年 月 日 令 和 年 月 日

住 所

申 請 行 為 者

氏 名 様

和光市長 柴 崎 光 子

条 件

代理人住所氏名	住 所 TEL 級建築士登録 第 号 氏 名 (印)		
土地区画整理事業の名称	和光都市計画事業越後山土地区画整理事業		
申請行為 の 場 所	仮換地指定 前	和光市	地 ㎡
	仮換地指定 後	街 区 画 地	積 ㎡
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築		
申請行為の概要及び地域地区			
土地所有者住所氏名及び 土地 使用 承認 印	住 所 氏 名	(印)	
土地借地権者住所氏名	住 所 氏 名	(印)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日 完 成	工 事 着 手 予 定 令 和 年 月 日	工 事 完 了 予 定 令 和 年 月 日	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。